

業務委託契約書(案)

- 1 委託番号 委17-09
- 2 業務委託の名称 2号線駅舎清掃業務委託
- 3 履行期間 自 平成29年 4月 1日
至 平成32年 3月31日
- 4 業務委託料 年額
- 5 契約保証金

上記の委託業務について、発注者 千葉都市モノレール株式会社（以下「甲」という。）と受注者_____（以下「乙」という。）とは、別添の条項によって委託業務を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作り当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年 月 日

発注者 住 所 千葉市稲毛区萩台町199番地1
氏 名 千葉都市モノレール株式会社
代表取締役社長 三 橋 晴 史

受注者 住 所
氏 名

第1条 甲が乙に清掃業務を委託する建物の所在地及び名称は次のとおりとする。

(1) 所在地 千葉市内 千葉都市モノレール2号線沿線上

(2) 名称 千葉公園駅、作草部駅、天台駅、穴川駅、スポーツセンター駅、動物公園駅、みつわ台駅、都賀駅、桜木駅、小倉台駅、千城台北駅、千城台駅

第2条 甲が乙に委託する清掃業務の内容については別添仕様書に定める。仕様書に明示されていないもの、また疑義があるときは甲乙協議して定める。

第3条 乙は本業務を実施するにあたっては、甲が定める社屋管理規定等を遵守し、甲の執務に支障のないよう、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行し、甲の指示する方針に従う。

第4条 甲は乙の従業員の休憩室を乙に無償貸与するほか、水道光熱費を負担する。

2 甲は乙に無償貸与する休憩室を指定する。

第5条 乙が清掃業務を行うに必要な機械、工具、消耗品等は、原則として乙の負担とする。ただし乙が負担することが妥当でないと認められる場合は、甲乙協議して定める。

第6条 乙は従業員の身元及び風紀、衛生、厚生、福利、規律の維持に関し一切の責任を負い、甲が適当でないと理由を明示された従業員は使用しない。

第7条 乙の従業員が行う業務上の過失はすべて乙の責任とし、甲の施設、器材等を破損または紛失したときならびに甲の従業員及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する。ただし、甲がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

第8条 乙の従業員は甲の建物内においては、常に一定の制服を着用し、乙の従業員であることを明瞭にする。

第9条 甲は、本契約書鑑紙に記載してある業務委託料の1/2分の1を月額とし、乙に支払う。

2 端数が生じた場合は毎年4月分の委託費に加えこれを支払う。

3 乙は、毎月末日をもって当月分を甲に請求し、甲は翌月の10日にこれを支払う。

第10条 前条に定めた委託費は、経済情勢の変化のため物価、労賃等に著しく変動が生じた場合、または業務の内容に変更があったときは、甲乙協議のうえ改訂することができる。

第11条 本契約の期間中に甲乙いずれかの都合により、この契約を解除もしくは改訂しようとするときは、3箇月前に相手方にその旨予告することを要する。

第12条 この契約の定めのない事項または平常と異なった事情が生じたときは、甲乙いずれか一方の要求により、双方遅滞なく協議のうえ、その処理をする。

第13条 甲及び乙（法人である場合には役職員、自己の代理人若しくは媒介をする者、自己の主要な出資者または経営に実質的に関与する者を含む。）は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、総称して「反社会的勢力」という。）でないことを確約する。なお、甲及び乙は相手方が反社会的勢力に該当し、または、反社会的勢力と以下の各号の一に該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。

(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき。

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して以下の各号の一に該当する行為をした場合には、何らの催告を要しないで直ちに本契約および甲乙間の他の契約の全部を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても甲及び乙は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、またかかる解除により相手方に損害が生じたとき、甲及び乙はその損害を賠償するものとする。